

平成 19 年 4 月 1 日から

乳幼児等医療の対象を小学3年生まで拡大しました。

この4月に小学1～3年生になったお子さんが対象となりました。

◆制度の概要◆

区分	乳幼児等医療費助成制度
一部負担	通院 1 医療機関あたり 1 日 700 円(低所得者 500 円)を限度に月 2 回まで * 同じ医療機関・薬局等では、月 3 回目以降の負担はありません。
	入院 1 医療機関あたり月額 2,800 円(低所得者月額 2,000 円)を限度。 * 長期入院の場合、4 か月目以降の負担はありません。
所得制限	児童手当特例給付に準拠

乳幼児等医療について、手続きが必要な方には、直接ご案内をしています。手続きはお済みですか？

また、母子家庭等医療受給者でお子さんがこの春、高校を卒業された方にも手続きのご案内をしています。手続きがまだの方は4月中にお願いします。

「乳幼児等医療」、「母子家庭等医療」などの福祉医療費受給者証は、学校、幼稚園、保育園での疾病に伴う受診については、ご利用いただくことができません。これは、日本スポーツ振興センターからの給付が優先されるためです。万一、この受給者証を使って受診された場合は、後日、医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、本庁市民課（電話 672 - 6120）または、各支所市民課までお問い合わせください。

小児慢性疾患特定医療受給者証更新申請手続きについて

現在、小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けておられる方で、平成 19 年 8 月 1 日以降も引き続き交付を希望される方は、更新申請をしていただく必要がありますので、下記をご覧ください、申請手続きをしていただきますようお願いします。

●対象者●

8 月 1 日以降も引き続き医療受給者証の交付を希望される、8 月 1 日時点で満 20 歳未満の方。（一定の医学的基準を満たす方が引き続き対象となりますので、詳しくは主治医にご相談ください。）

●申請受付期間●

5 月 1 日（火）～ 6 月 29 日（金）

●提出時に必要な書類●

- ①小児慢性特定疾患医療受給者証更新交付申請書
- ②小児慢性特定疾患医療意見書（医師の記載によること）
- ③成長ホルモン治療用意見書（ヒト成長ホルモン治療を行う方のみ。医師の記載によること）
- ④所得を証する書類
- ⑤世帯全員の住民票
- ⑥患者本人の健康保険証の写し
- ⑦印鑑
- ⑧身体障害者手帳もしくは療育手帳の写し（重症申請される方で所持している方のみ）
- ⑨重症患者認定申請書（重症申請をされる方のみ）

※①～③、⑨の書類については、兵庫県和田山健康福祉事務所にあります。

●申請の受付・問い合わせ窓口●

兵庫県和田山健康福祉事務所 健康増進課 TEL 672 - 6870

